

発行 日光市役所産業環境部環境課
〒321-1292
今市本町1番地(本庁第4庁舎1階)
TEL 21-5152 FAX 21-2089
Eメール kankyou@city.nikko.lg.jp



日光フォトコンテスト入選作品

にっこうの環境 小田代原

身近な自然をご紹介します

奥日光の湿原とラムサール条約

栃木県の約4分の1を占める日光市には豊かな自然が多く存在しますが、みなさんは「奥日光の湿原」と聞いて何が頭に浮かびますか。また「ラムサール条約」についてご存知ですか。今回は、来年度ラムサール条約登録10周年を迎える「奥日光の湿原」についてご紹介します。

奥日光の湿原とは？

奥日光の湿原は、2005年11月にラムサール条約に登録され、湯ノ湖・湯川・戦場ヶ原・小田代原の一部から成り立っています。面積は全体で約260ha、東京デイズニーランド約5つ分になります。湿原の全域が日光国立公園に指定されており、自然公園法によって保全が図られています。

①湯ノ湖

三ッ岳の噴火によってできた堰止湖です。水深は最大でも14.5mと浅く、温泉湧出のため冬にはマガモやヒドリガモといった水鳥が飛来します。



②湯川

湯ノ湖の水が湯滝となって落ち、中禅寺湖にいたる川です。登録区域は、川全てではなく、湯滝から戦場ヶ原横までの区間となっています。

③戦場ヶ原

男体山の噴火によって川が堰き止められてできた湿原です。



ホザキシモツケ

ミスゴケが厚く積もった高層湿原、水がたまり栄養分に富む低層湿原、その中間の中間湿原が存在し、ワタスゲ、ホザキシモツケなど100種以上の湿原性植物の生育が確認されています。

④小田代原

戦場ヶ原に隣接し、湿原から草原への遷移過程にあるとされている希少な景観



の湿原です。草紅葉の時期は植生の違いによる模様が美しく、また大雨が降ると一時的に小田代湖ができます。周辺にはシカが多数生息し湿地内植物への食害

を防ぐための柵が設けられています。

ラムサール条約とは？

ラムサール条約は、正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、破壊されやすい湿地の保全を各国が進めることを目的とした条約です。ただし、この条約の「湿地」には湿原だけではなく、湖・川・浅い海・田んぼなどを含む広い意味があり、保全のみではなく生態系の維持から得られる恵みを持続的に活用することも目的としています。日本国内には、46ヶ所の登録地があります。



奥日光では、自然の保全をするために、市民や事業所、行政が一体となり、外来種(オオハシコソウ・コカナダモ)の駆除・水環境の保全啓発活動をおこなっています。

紅葉が見ごろになるこれからの時季、「奥日光の湿原」で自然の雄大さを感じてみてはいかがでしょうか。

◎奥日光・水辺のたんけん隊を実施しました!

活動紹介

8月10日(土)に奥日光清流清湖保全協議会主催の「水辺のたんけん隊」を湯ノ湖で開催しました。市内外から32名の参加者が湯ノ湖周辺の自然にふれあいながら奥日光の自然環境の大切さについて学習をしました。

自然観察会・水生植物の観察・標本づくり・プランクトン観察の体験は、自然とふれあうよいきっかけになったようです。



異常水質を

起こさないために



『異常水質』とは、河川や湖などに油や薬品類が流入したり、水質の異状によって魚が死んでしまったりすることをいいます。河川などにこれらが流入すると、河川水を利用する水道の取水停止、農業・漁業等への被害が発生する恐れがあります。

【異常水質の原因】

- ・給油中のミスによる油流出事故
- ・給油タンクや貯油施設からの漏えい事故
- ・適切に処理されていない生活排水の排出
- ・工場や事業場からの有害物質や汚水の流出 など

『異常水質』を起こしてしまおうと・・・

異常水質は起こした人(原因者)の責任です。原因者は、事故の影響がなくなるまで、措置を行う必要があります。

また、消防や市町、河川管理者などが講じた対策の費用負担や、被害に対する賠償を求められることがあります。

ご注意!

☆異常水質を起こさないためにも

作業や施設の点検を

行いましょう☆



野外でのごみの焼却

は禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙や臭いが出て大変迷惑している」といった苦情が多く寄せられています。野外焼却(野焼き)は、火災の原因となるだけではなく、健康被害をもたらしたり、布団や洗濯物に臭いがついたりするなど、周辺住民に対して大変な迷惑となります。

ごみは焼却せずに分別するなど適正に処分し、地域の協働の力でより良い生活環境を作りましょう。
※「ドラム缶」「ブロック積」「穴を掘ったの焼却」は、野外焼却(野焼き)です。



家庭ごみを含め廃棄物の野外焼却(野焼き)は、煙・悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生、そして、火災の原因にもなるため「廃棄物処理法」で禁止されています(法第16条の2)。

これに違反すると「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられます(法第25条)。

ごみは野焼きせず、市の指定する「ごみの分け方と出し方」にならって処理しましょう。

市内の急速・普通充電器充電スポットのご案内

市内をEV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド車）で環境に優しく快適に周遊していただくため、市内各所の公共施設に急速・普通充電器を設置しています。また、9月から充電スポットに足尾庁舎が加わり、急速充電器をご利用いただけます。

市内にはこのほか16ヶ所に民間施設等の充電施設があります。
くわしくは日光市のホームページ上に掲載していますのでご覧ください。



○充電器の設置場所（公共施設）

No	設置場所	窓口連絡先	利用時間	充電時間	設置基数
①	今市宿市縁ひろば 日光市今市600-1	☎0288-21-5611 今市観光協会	9:00 ～ 17:00	急 35分以内	30kW…1基 200V…1基
②	日光御幸町第2駐車場 日光市御幸町591	☎0288-54-2496 日光観光協会		普 90分以内	40kW…1基 200V…1基
③	湯の郷湯西川観光センター 日光市西川478-1	☎0288-78-1222 道の駅湯西川		急 30分以内 普 90分以内	50kW…1基 200V…1基
④	足尾庁舎 日光市足尾町通洞8-2	☎0288-93-3115 足尾総合支所 総務課	8:30～ 17:00	急 35分以内	20kW…1基

※原則無休（①は12/29～1/3休み）

※利用料金は当分の間無料（②は充電する際の駐車料金も無料）

※急速充電器は約30分間で80%の充電が可能（ただし充電時間は車種によって異なる）

放射性物質濃度自主測定のご案内

日光市では、市民の方を対象として放射性物質濃度の測定申込を受け付けています。

測定対象	農林水産物 (市場に流通しない、または、自家消費のために直売所等で購入したもの)	家庭の土、堆肥など (農地以外のもの)
測定品目数	1人あたり2点	1人あたり1点
測定日	月曜日から金曜日（祝日は除く） ※あらかじめ申し込みが必要です	毎週金曜日（休日・祝日は除く） ※あらかじめ申し込みが必要です
測定費用	無料	無料
申し込み先 くわしくは	○日光ブランド情報発信センター 放射線量測定室（日光だいや川公園内） ☎080-2676-1608 ○日光総合支所2階（総務課内） 放射性物質測定室 ☎0288-54-1121 ○藤原総合支所2階（観光課内） 放射性物質測定室 ☎0288-76-4113	○環境課環境保全係 ☎0288-21-5152
※検査は、簡易の自主検査であり、検査機器には測定誤差があることをご了承ください。		

高齢者や障がい者にやさしいごみの戸別収集

～ふれあい収集～

日光市では、高齢や障がいなどにより、家庭ごみをステーションまで持ち出すことが困難な世帯の方を対象に、戸別に訪問し家庭ごみを収集して日常生活の負担を軽減するとともに、声掛けを行い、安否の確認を行っています。

利用できる世帯は？

身近な人の支援が受けられず、自力でのごみ排出が困難で、次のいずれかに該当する方で構成されている世帯を対象としています。

- 要介護2以上の介護認定を受けている方
- 身体障害者手帳を保持しており、視覚障がい4級以上・肢体不自由障がい4級以上の障がい者の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級、又は2級の方
- 療育手帳A1、A2、又はB1を保持している方
- その他、市長が特に必要と認める世帯

申し込み方法

廃棄物対策課窓口に申請書を提出してください（申請は、親族、ケアマネージャー等代理の方の提出でも可能です。）なお、申し込みの際は必ず事前に、廃棄物対策課までお問い合わせください。

詳しくは廃棄物対策課 ☎0288-21-5138



お知らせ 「栃木県誕生140年記念!エコ・もりフェア2013」

環境にやさしい暮らしや、森林の役割・大切さについて、楽しみながら学べるイベントです。楽しい催しや特典もいっぱいあります！参加費は無料ですので、ぜひご来場ください。

日時 10月5日（土）9:30～16:00 **場所** 栃木県子ども総合科学館（宇都宮市西川田町567）

- 内容**
- ①再生可能エネルギー（太陽光発電等）に関する展示・体験（ソーラー工作等）
 - ②節電などエコライフに関する展示・体験
 - ③電気自動車等の展示・試乗
 - ④森林の働きや大切さに関する展示・体験（木工工作、ツリークライミング等）
 - ⑤環境に配慮した飲食物・農林産物の販売 等

参加費 無料 **問合せ** エコ・もりフェア実行委員会事務局（県地球温暖化対策課） ☎028-623-3297